

職業訓練指導員免許証及び技能検定合格証書の再交付に係る

手数料の免除について

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年3月24日福島県条例第96号）に規定する職業訓練指導員免許証及び技能検定合格証書に係る再交付手数料について、令和元年台風第19号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例（令和元年11月18日令和元年福島県条例第49号）及び令和元年台風第19号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する取扱要綱（令和元年11月18日制定）に基づき、次のとおり免除します。

1 施行日及び適用日

施行日 令和元年11月18日

適用日 令和元年10月12日

2 免除の対象者

令和元年台風第19号等による被災者（令和元年10月25日の大雨による被災者を含む。）

3 免除の範囲

再交付手数料（2,000円）の全額免除

4 被災者であることの確認

り災証明書（被災証明書）又はその写しにより確認。

5 免除の実施期間

令和3年3月31日まで

6 免除の方法

免除申請するにあたっては、再交付申請書に次の書類を添付すること。なお、この場合には、再交付申請書に福島県収入証紙は貼付しないこと。

① 福島県職業能力開発促進法関係手数料免除申請書（様式第1号）

② 所在市町村が発行する「り災証明書（被災証明書）」（写し可）

7 還付手続き

既に手数料を納入して再交付の手続を行った者については、還付対応とする。還付請求をする場合には、次の書類を提出すること。

① 福島県職業能力開発促進法関係手数料免除申請書・還付請求書（様式第2号）

② 所在市町村が発行する「り災証明書（被災証明書）」（写し可）